

# ベトナムにおける政府による知的財産に関する各種優遇・支援制度

ナガトアンドパートナーズ

岡田貴子  
(弁理士・パートナー)



特許業務法人ナガトアンドパートナーズは、前身事務所である長門国際特許事務所（1985年7月1日創業）の業務の全てを承継し、国内外の特許・意匠・商標出願業務をはじめ、翻訳、図面作成、調査、年金管理、教育・講演活動等の業務を行っている。岡田氏は、ナガトアンドパートナーズのパートナー弁理士として、国内外の意匠・商標出願業務をはじめ、模倣品対策や無効・取消・侵害訴訟対応まで幅広い業務を担当している。2006年から2007年にかけて、ベトナムハノイ市の特許法律事務所における研修勤務の経験がある。

## ■概要

ベトナムにおける政府による知的財産に関する各種優遇・支援制度について紹介する。

## ■詳細および留意点

日本などに見られるような知的財産の出願や登録に関する支援制度としては、以下のようなものが挙げられる。

### 1. 科学技術開発国家基金（Quỹ Phát triển khoa học và công nghệ Quốc gia, NAFOSTED）による特許等の登録費用補助制度

科学技術開発国家基金（NAFOSTED）は、ベトナムにおける研究の成果である発明や品種の国内外への登録費用に関する補助金制度を提供している。登録（特許）後に申請し、認められれば初回の知的財産権登録の費用（phí đăng ký lần đầu quy ề n sở hữu trí tuệ）が補助金として支給される。ベトナムで活動する外国の科学技術組織も対象であるが、補助の対象となるには、申請する知財の所有権が全てベトナムの組織にあることが必要である。

### 2. 知的財産庁（Cục Sở hữu trí tuệ, NOIP）による特許出願援助プログラム

ベトナム知的財産庁（NOIP）は、ベトナム人やベトナムの組織を対象として、一定の要件を満たした発明特許および実用新案特許出願（以下、包括的に「特許出

願」) について、技術文献の調査や明細書作成の補助を含む特許出願の援助や、特許出願関係書類作成費用の全額補助等のプログラムを提供している。本プログラムは、政府首相決定 1062/QĐ-TTg により承認された「知的財産発展計画 2016-2020」(Chương trình phát triển tài sản trí tuệ giai đoạn 2016-2020) に基づき実施されたものであるが、プログラムへの申請は 2018 年 9 月 6 日に受付を終了している。

### 3. ダナン市における知財保護関連登録費用補助制度

ダナン市は、外国からの投資を促進するための様々な優遇制度を設けており、その一環として、知的財産に関する優遇制度も提供している。

例えば、ソフトウェア輸出企業向けの優遇制度として、ベトナム国内におけるソフトウェアの知的財産保護に係る登録費用を全額補助している。ただし、ソフトウェア商品 1 点につき 5,000,000 ドンを超えず、1 企業あたり年間 3 点の商品を超えない場合とする(ダナン市人民委員会決定 10/2015/QĐ-UBND、第 7 条第 1 項)。ダナン市の地元で設立され活動している企業が対象となる。

また、裾野産業(主に繊維・衣料品産業、皮革産業、電気機械産業、車両部品産業、機械製造産業、ハイテク産業に使用される製品を製造するその他産業)の発展に寄与する投資への優遇制度として、ベトナム産業財産権の登録費用の 1 回あたり 3500 万ドンまでの補助(ただし投資 1 件あたり 2 回まで)や国際産業財産権の登録費用の 1 回あたり 5000 万ドンまでの補助(ただし投資 1 件あたり 1 回まで)を実施している(ダナン市人民委員会決定 34/2016/QĐ-UBND、第 10 条第 2 項、第 3 項)。

次に、知的財産に関連の深いと考えられる研究開発等に関する各種優遇・支援制度を中心に説明する。

#### 4. 投資奨励分野に対する優遇措置

法律第 67/2014/QH13 号、投資法 (LUẬT ĐẦU TƯ) には、外国資本・国内資本のいずれによる投資であるかを問わず、「奨励分野」および「奨励地域に進出する企業」に対し、優遇措置が規定されている。

投資法第 16 条第 1 項には、奨励分野が規定されており、研究開発に関連する項目として、「ハイテク活動、ハイテク補助工業製品、研究開発活動」や「各種新薬を生産するための製剤技術、生物工学技術の科学研究」等の分野が含まれている。

奨励分野に関する詳細は、投資法の下位の法規範文書である政府決議 118/2015/NĐ-CP の補足資料の附属書 I に規定されており、特別投資奨励分野および投資奨励分野に区分されている。研究開発に関連する項目として、特別投資奨励分野には、「I.ハイテク技術、情報技術、裾野産業」の項の「ハイテク技術の応用、研究、開発」等、投資奨励分野には、「I.科学技術、電子、機械、素材の生産、情報技術」の項の「研究および開発 (R&D) への投資」等の分野が含まれている。

これらに該当する場合、以下の (1) ~ (3) の優遇措置を受けられる可能性がある。

##### (1) 法人所得税に関する投資優遇措置

一般的に適用される法人所得税率は 20% であるが、上記奨励分野等への優遇税率の適用および減免などが、税務に関する法令の修正・追加に関する法律第 71/2014/QH13 号により改正される法人所得税法 (Luật thuế thu nhập doanh nghiệp) に規定されている。

事業内容や設立地域の性質に応じて受けられる優遇税率の条件は異なるが、①法人所得税率 10% を 15 年適用するケース (第 13 条第 1 項、科学技術研究開発、ソフトウェア製品生産など)、②期間限定なく法人所得税率 10% を適用するケース (第 13 条第 2 項、教育・人材開発、医療、文化・出版、スポーツ、環境保護、農業分野など)、③法人所得税率 17% を 10 年間適用するケース (第 13 条第 3 項、高品質鉄材の生産、省エネルギー製品の生産、農業機械器具の生産など) があり、これらの優遇措置を受けられる可能性がある。

さらに、法人所得税の免税優遇措置を定めており、上記優遇税率に加え、①最大4年間の免税、その後最大9年間の50%免税（第14条第1項）や、②最大2年間の免税、その後最大4年間の50%免税（第14条第2項）の優遇措置を受けられる可能性がある。

## (2) 輸入税の免除

法律第107/2016/QH13号、輸出税・輸入税法（Luật Thuế xuất khẩu, thuế nhập khẩu）の下位の法規範文書である政府決議134/2016/NĐ-CP号に、①固定資産として輸入する場合の機械、装置への輸入税の免税（第14条）、および②ベトナムで製造できない原材料や部品等の輸入について輸入税の5年間免税（第15条）が規定されている。

その中で、投資奨励分野における投資プロジェクトについては、①の優遇措置（第14条第1項）、特別投資奨励分野における投資プロジェクトでは、①に加えて②の優遇措置も受けられる（第15条第1項）ことが規定されている。

## (3) 土地使用料および土地使用税の免除や軽減

法律第45/2013/QH13号、土地法（Luật Đất đai）の下位の法規範文書である土地使用料に関する政府決議第46/2014/NĐ-CP号の第2章（第18条～第21条）、より具体的には政府決議のガイドラインである財務省通達（統合文書）20/VBHN-BTC 2018の第3章（第12条～第16条）において、土地使用料に関する優遇措置が規定されている。

その中で、事業内容や設立地域の性質に応じて、投資奨励分野における投資プロジェクトについては、6年から最長18年（最大3年間の基礎工事のための租税の免除を含む）（政府決議第46/2014/NĐ-CP号の第19条第2項、第3項）、特別投資奨励分野における投資プロジェクトについては、14年から最長全ての賃借期間（最大3年間の基礎工事のための租税の免除を含む）（政府決議第46/2014/NĐ-CP号の第19条第1項～第3項）の土地使用料の免除を受けられることが規定されている。

土地使用税については、法律第 48/2010/QH12 号、非農地使用税法（LUẬT THUẾ SỬ DỤNG ĐẤT PHI NÔNG NGHIỆP）（第 3 章、第 9 条～第 11 条）の下位の法規本文書である非農地使用税法に関する政府決議第 53/2011/NĐ-CP 号、より具体的には政府決議のガイドラインである財務省通達（統合文書）10/VBHN-BTC 2017 の第 3 章（第 9 条～第 12 条）において、土地使用税に関する優遇措置が規定されている。

その中で、投資奨励分野における投資プロジェクトについては、土地使用税の 50%減税（財務省通達（統合文書）10/VBHN-BTC 2017 の第 11 条第 1 項）、特別投資奨励分野における投資プロジェクトについては、土地使用税の免除（財務省通達（統合文書）10/VBHN-BTC 2017 の第 10 条第 1 項）を受けられることが規定されている。

## 5. 中小企業に対する支援制度

2018 年 1 月に施行された 2017 年中小企業支援法（Luật Hỗ trợ doanh nghiệp nhỏ và vừa、法律第 04/2017/QH14 号）では、中小企業（定義：「従業員 200 人未満」、「前年度の売上高 3,000 億ドン未満あるいは資本金 1,000 億ドン未満のどちらかに該当した場合」）を、税制（第 10 条）、用地（第 11 条）、技術開発（第 12 条）、人材開発（第 15 条）などの面で支援することを規定している。

その中でも、第 12 条では、国は、中小企業の知的財産の確立、開拓、管理、保護と開発を支援する政策を策定することが規定されており、今後、具体的な支援内容の発表が期待される。

### ■注記

なお、今回取り上げた各種優遇・支援制度は、制度や法規本文書が変更される可能性もあるので、具体的に検討する場合には専門家や所轄官庁に最新の内容を確認する必要があることに留意されたい。

### ■ソース

1. ベトナム NAFOSTED 国家的科学技術能力向上のための援助プログラム

<https://nafosted.vn/chuong-trinh-tai-tro/ho-tro-nang-cao-nang-luc-khcn-quoc-gia/>

2. ベトナム知的財産庁による発明特許および実用新案特許出願の援助に関する告知

[http://www.noip.gov.vn/web/noip/home/vn?proxyUrl=/noip/cms\\_vn.nsf/\(agntDisplayContent\)?OpenAgent&UNID=630AD802E3D10CB2472582E2000B0EA7](http://www.noip.gov.vn/web/noip/home/vn?proxyUrl=/noip/cms_vn.nsf/(agntDisplayContent)?OpenAgent&UNID=630AD802E3D10CB2472582E2000B0EA7)

3. ダナン市投資促進支援委員会「独自の投資優遇制度」

<http://jp.investdanang.gov.vn/why-danang/reason/system.html>

4. ダナン市人民委員会決定 10/2015/QĐ-UBND

5. ダナン市人民委員会決定 34/2016/QĐ-UBND

6. JETRO「外資に関する奨励」（ベトナム）

[https://www.jetro.go.jp/world/asia/vn/invest\\_03.html](https://www.jetro.go.jp/world/asia/vn/invest_03.html)

7. 株式会社国際協力銀行「ベトナムの投資環境／2017年8月」第9章 主要投資インセンティブ

<https://www.jbic.go.jp/ja/information/investment/inv-vietnam201708.html>

8. JETRO「税制」（ベトナム）

[https://www.jetro.go.jp/world/asia/vn/invest\\_04.html](https://www.jetro.go.jp/world/asia/vn/invest_04.html)

9. 投資法 (LUẬT ĐẦU TƯ) 法律第 67/2014/QH13

10. 政府決議 118/2015/NĐ-CP

11. 税務に関する法令の修正・追加に関する法律第 71/2014/QH13 号により改正される法人所得税法 (Luật thuế thu nhập doanh nghiệp)

12. 輸出税・輸入税法 (Luật Thuế xuất khẩu, thuế nhập khẩu) 法律第 107/2016/QH13

13. 政府決議 134/2016/NĐ-CP

14. 土地法 (Luật Đất đai) 法律第 45/2013/QH13

15. 土地利用料に関する政府決議第 46/2014/NĐ-CP

16. 財務省通達 (統合文書) 20/VBHN-BTC 2018

17. 非農地使用税法 (LUẬT THUẾ SỬ DỤNG ĐẤT PHI NÔNG NGHIỆP) 法律第 48/2010/QH12
18. 非農地使用税法に関する政府決議第 53/2011/NĐ-CP
19. 財務省通達 (統合文書) 10/VBHN-BTC 2017
20. JETRO「中小企業支援法が成立、2018年1月施行 (ベトナム)」  
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2017/06/9b0d4a0c2b3cc217.html>
21. 岡山県ベトナムビジネスサポートデスク (I-GLOCAL Pham Kim Hang Nga)  
「ベトナムにおける中小企業支援政策」  
[http://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/330052\\_4192296\\_misc.pdf](http://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/330052_4192296_misc.pdf)
22. 2017年中小企業支援法 (Luật Hỗ trợ doanh nghiệp nhỏ và vừa) 法律第 04/2017/QH14

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)